

岩内町立小学校

統廃合準備委員会だより

平成25年 1月23日発行
【保護者用 第3号】

編集・発行
岩内町立小学校
統廃合準備委員会

岩内町教育委員会では、小学校の統廃合を円滑に推進するため、「小学校統廃合準備委員会」を設置いたしました。統廃合準備委員会だよりは、この委員会の協議内容等について、保護者や地域の皆様へお知らせするためのもので、今後も継続して発行してまいります。

○ 平成25年度に中央小学校へ入学する児童について

平成25年度に中央小へ入学する児童について、総務部会と教育部会では、「現行のまま中央小に入学する」、「入学する学校を中央小か新たな学区の学校か選択できるようにする」、「はじめから東小・西小に入学する」という3つのパターンを比較し協議しました。(比較表は下記のとおり)

その結果、「現行のまま中央小に入学する」というパターンが最も望ましいとの見解が出され、教育委員会としても同様の考えから、平成25年度に中央小へ入学する学区の児童については、そのまま 中央小へ入学 していただくことになりました。

平成25年度に岩内中央小学校へ入学する児童について (パターン別比較表)

パターン	現行のまま中央小へ	弾力的に運用	東小・西小に分ける
内容	統廃合の実施時期どおり中央小へ入学し、1年後に東小・西小へ編入する。	廃校になる中央小か新たな学区の東小・西小のどちらかを選択できる。	中央小には入学せず、初めから東小・西小に入学する。
メリット	・中央小の1年生の人数が現在で26名となり、学級としては適正な人数で教育環境は保たれる。 ・学校間の引き継ぎや一定の施設整備等を行った後の編入となるため、教育環境面では良い状態で編入できる。 ・兄弟なども含め、中央小全体で一緒に編入することは、児童や学校としてまとまりが生まれる。	・中央小校区の新1年生は、学校を選択できることから、個々に応じた選択をすることができる。	・各校の新1年生に統廃合の影響が軽減されるため、メンタル的な負担は少なくなる。 ・各校新1年生は2学級体制となり、適正な教育環境が見込める。
デメリット	・中央小の1年生は、入学して1年間で編入することになるため、メンタル面への負担が危惧される。	・中央小の新1年生が少数となり、適正な教育環境が保たれなくなるのが危惧される。また、そうなった場合、1年後に少数の児童が編入することになるため、メンタル面への負担が大きくなると予想される。	・中央小にすでに兄弟がいる場合、違う学校に通うことになり、運動会等の学校行事が重なるなど不具合が生じる。 ・中央小に1年生がいなくなるため、学校行事や集団行動等で歪な体制となる。 ・2学級体制なども含め、学校体制の準備期間が短いことから、施設整備等の教育環境が十分ではないことが想定される。

裏面もご覧ください

○学校指定に関する取扱いについて

岩内町では、どこの学校に通学するかは住所によって決まります。

しかし、いじめや通学の利便性など一定の基準を満たしたときに限り、教育委員会への申立を経て、学校を変更することができる場合があります。

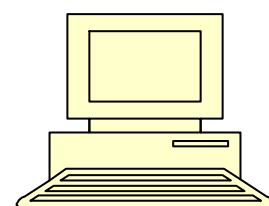
受付期間は、小・中学校の新1年生については1月末まで、それ以外の児童生徒については随時申立をすることができます。

学校指定変更の許可基準等

区分	理由	具体的事由	期間	必要書類
居住理由	転居	町内の他の学区へ転居した後も在籍している学校へ引き続き就学を希望する場合	小学校または中学校卒業まで	申立書
	転居予定	住宅の新築等により、他の学区に転居することが確実であるとき、住民票を移す前に転居先の学区の学校へ就学を希望する場合	転居予定日まで	申立書・売買契約書の写し・建築請負契約書の写し・賃貸借契約書の写し等
身体的理由	心身の故障等	身体の障がい又は病弱により、指定された学校に就学することが困難な場合	小学校または中学校卒業まで	申立書 医師診断書等
家庭理由	留守家庭 (小学校のみ)	児童の帰宅時に同居家族が仕事等で留守となるため、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	小学校卒業まで	申立書・就労証明書・預かり証明書
教育的配慮	いじめ・不登校への対応	いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで問題が解消されると見込まれる場合	小学校または中学校卒業まで	申立書 所属長の意見書
	友人・先輩関係への配慮	中学校に進学する場合で、友人・先輩と異なる学校に指定されたことにより、いじめや不登校等の問題が懸念される場合	中学校卒業まで	申立書 学校長の意見書
	部活動による理由 (中学校のみ)	小学校まで続けてきたスポーツの部活動が指定された学校にない場合	中学校卒業まで	申立書
その他	兄弟姉妹	指定学校の変更が認められた兄弟姉妹と同じ学校に通学することが特に必要であると認められる場合	小学校または中学校卒業まで	申立書
	通学の利便性	指定された学校より変更を希望する学校の方が通学の利便性があると認められる場合 ※野束の一部（円山方面）、宮園の一部（運動公園付近）の地域に限る。	小学校または中学校卒業まで	申立書
	その他	やむを得ない事情があると認められる場合	事由消滅まで	申立書

岩内町立小学校統廃合準備委員会事務局
岩内町教育委員会教育課（総務・学校教育担当）
〒045-0003 岩内郡岩内町字万代 51-7
TEL 0135-62-0001 FAX 0135-62-0255
岩内町立小学校統廃合に関するお問い合わせ・ご意見等がありましたら、各委員または事務局へご連絡をお願いします。

※この統廃合準備委員会だよりは岩内町のホームページでもご覧になれます。



(<http://www.iwanai.hokkaido.jp>)